血液・安全性研究部
品質保証・管理部
安全実験管理部
国際協力室
（削る）
（削る）
（品質保証・管理部の所掌事務）
第五百九十六条　品質保証・管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
四　国立感染症研究所の情報システムの整備及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。
（安全実験管理部の所掌事務）
第五百九十六条の二　安全実験管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　生物災害に係る安全管理に関する調査、研究及び講習を行うこと。
二　医学用実験動物の飼育及び健康管理並びにこれらに関する科学的調査、研究及び講習を行うこと。
第五百九十八条　削除
第五百九十九条　削除
（感染症疫学センターの所掌事務）
第六百条　感染症疫学センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一　予防衛生に関し、情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに疫学的調査及び研究並びにこれらに関する講習（血清及び病原体に関することを含む。）。

血液・安全性研究部
品質保証・管理部
（新設）
国際協力室
バイオセーフティ管理室
動物管理室
（品質保証・管理部の所掌事務）
第五百九十六条　品質保証・管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三　（略）
（新設）
（新設）
（バイオセーフティ管理室の所掌事務）
第五百九十八条　バイオセーフティ管理室は、国立感染症研究所の所掌事務のうち、生物災害に係る安全管理に関する調査及び研究を行うことをつかさどる。
（動物管理室の所掌事務）
第五百九十九条　動物管理室は、医学用実験動物の飼育及び健康管理並びにこれらに関する科学的調査及び研究を行うことをつかさどる。
（感染症疫学センターの所掌事務）
第六百条　感染症疫学センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一　予防衛生に関し、情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに疫学的調査及び研究を行うこと（血清及び病原体に関することを含む。）。

（削る）
二　血清の収集、保存及び検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと。
（感染症危機管理研究センターの所掌事務）
第六百三条の三　感染症危機管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。
一　感染症その他の特定疾病の危機管理に関し、情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（血清及び病原体に関することを含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。
二　感染症の判別のための検査並びにこれに関する抗原及び抗血清の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。
（国立児童自立支援施設に置く課）
第六百十六条　国立児童自立支援施設に、次に掲げる課を置く。
庶務課
調査課
（削る）
教務課
医務課
第六百十九条　削除
（人材育成センター）
第六百二十二条　国立児童自立支援施設に、人材育成センターを置く。

二　感染症の判別のための検査及びこれに関する抗原及び抗血清の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。
三　血清の収集、保存及び検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。
（新設）
（国立児童自立支援施設に置く課）
第六百十六条　国立児童自立支援施設に、次に掲げる課を置く。
庶務課
調査課
養成・研修課（国立武蔵野学院に限る。）
教務課
医務課
（養成・研修課の所掌事務）
第六百十九条　養成・研修課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童自立支援専門員養成所の行う業務に関する事務をつかさどる。
（児童自立支援専門員養成所）
第六百二十二条　国立児童自立支援施設に、児童自立支援専門員養成所を置く。